

人材紹介返戻金制度

株式会社 CareerGrowth

（紹介手数料の返金）

当社は、求人企業と求職者の間で締結された雇用契約が、当該求職者の自己都合による退職、または甲の就業規則等の規定もしくは労働法その他の関係法令上認められる解雇など、甲の責によらず一定の期間で終了した場合には、紹介手数料について、下記の割合でその一部を求人企業に返金する。

- ・ 求職者の入社後 3 か月以内に当該求職者の自己都合理由により退職した場合は紹介手数料の 50%を求人者に返金する。

求人企業は、当該求職者との間の雇用契約終了日より 10 営業日以内に当該事実を当社に対し書面により通知し、当社、当該事実を確認した上で、通知より 10 営業日以内に求人企業へ返金する。

ただし、当該事実が、求職者に明示されていた労働条件等と労働の実態が著しく異なっていたことに起因する場合、または求人企業の労働関係法令違反による場合はこの限りではない。